# 第４章

# 変更予定路線一覧

# 第４章　変更予定路線一覧

第３章で、計画の変更予定となった路線（区間・箇所）を以下に示します。これらの路線は、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

【概成道路】

| No. | 路線名 | 区間 | 所在<br>区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|---|
| 概-１ | 放射 14 号線 | 亀戸駅付近街路２～補助 116 号線 | 江東区 | 110 | 都 |
| 概-２ | 放射 24 号線 | 環状４号線付近～放射６号線 | 新宿区 | 420 | 都 |
| 概-３ | 補助 74 号線 | 小滝橋付近～環状６号線 | 新宿区・中野区 | 790 | 都 |
| 概-４ | 補助 79 号線 | 補助 95 号線～大塚駅付近 | 文京区・豊島区 | 2,940 | 都 |
| 概-５ | 補助 110 号線 | 放射 29 号線付近～<br>特別区道江 27 号付近 | 江東区 | 500 | 都 |
| 概-６ | 補助 229 号線 | 補助 76 号線～<br>杉並区道 1904 号線付近 | 杉並区・練馬区 | 660 | 都 |
| 概-７ | 立川３・２・10 号線 | 立川３・２・11 号線～<br>立川３・１・34 号線付近 | 立川市 | 410 | 市 |
| 概-８ | 武蔵野３・４・３号線 | 武蔵野３・５・19 号線～<br>武蔵野３・３・６号線付近 | 武蔵野市 | 710 | 都 |
| 概-９ | 日野３・４・１号線（東） | 日野３・４・12 号線～<br>日野３・４・15 号線 | 日野市 | 550 | 都 |
| 概-10 | 日野３・４・１号線（西） | 日野３・５・20 号線～<br>日野３・３・21 号線 | 日野市 | 820 | 都 |
| 概-11 | 国立３・１・11 号線 | 国立３・４・５号線付近～国立駅 | 国立市 | 1,220 | 都 |

【立体交差】

| No. | 路線名 | 交差点名 | 所在<br>区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|
| 立-１ | 八王子３・２・５号線 | 大栗川橋南 | 八王子市 | 都 |
| 立-２ | 八王子３・４・８号線 | 堰場 | 八王子市 | 都 |

【交差点拡幅部】

| No. | 路線名 | | 交差点名 | 所在<br>区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|---|
| 交-１ | 放射 31 号線 | 補助 110 号線 | 森下駅前 | 江東区 | 都 |

【支線】

| No. | 路線名 | 所在<br>区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|
| 支-1 | 放射 14 号線支線 1 | 江東区 | 130 | 区 |
| 支-2 | 環状４号線支線 1 | 港区 | 150 | 都 |

【橋詰】

| No. | 路線名 | 橋梁名等 | 所在<br>区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|
| 橋-1 | 放射 16 号線 | 千代田橋（旧楓川、右岸下流側） | 中央区 | 都 |
| 橋-2 | 放射 16 号線 | 霊岸橋（亀島川、右岸上流側） | 中央区 | 都 |
| 橋-3 | 放射 16 号線 | 沢海橋（大横川、左岸上流側） | 江東区 | 都 |
| 橋-4 | 補助 112 号線 | 旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側） | 中央区 | 都 |
| 橋-5 | 補助 119 号線 | 新竪川橋（竪川、左岸下流側） | 墨田区 | 区 |
| 橋-6 | 福生３・４・２号線 | 多摩橋（多摩川、左岸下流側） | 福生市 | 都 |

【事業実施済区間】

| No. | 路線名 | 区間 | 所在<br>区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事-1 | 環状６号線 | 大崎陸橋付近 | 品川区 | 280 | 都 |
| 事-2 | 補助 145 号線 | 放射 18 号線～補助 146 号線 | 品川区 | 260 | 区 |
| 事-3 | 八王子３・４・63 号線 | 八王子３・３・１号線付近～<br>八王子３・４・67 号線付近 | 八王子市 | 1,070 | 都 |
| 事-4 | 三鷹３・４・20 号線 | 三鷹３・４・19 号線付近～<br>三鷹３・２・２号線付近 | 三鷹市 | 600 | 都 |

【既存道路による代替可能性】

| No. | 路線名 | 区間 | 所在<br>区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|---|---|---|---|---|---|
| 代-1 | 町田３・４・12 号線 | 町田３・４・39 号線～<br>町田３・４・38 号線 | 町田市 | 800 | 市 |

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

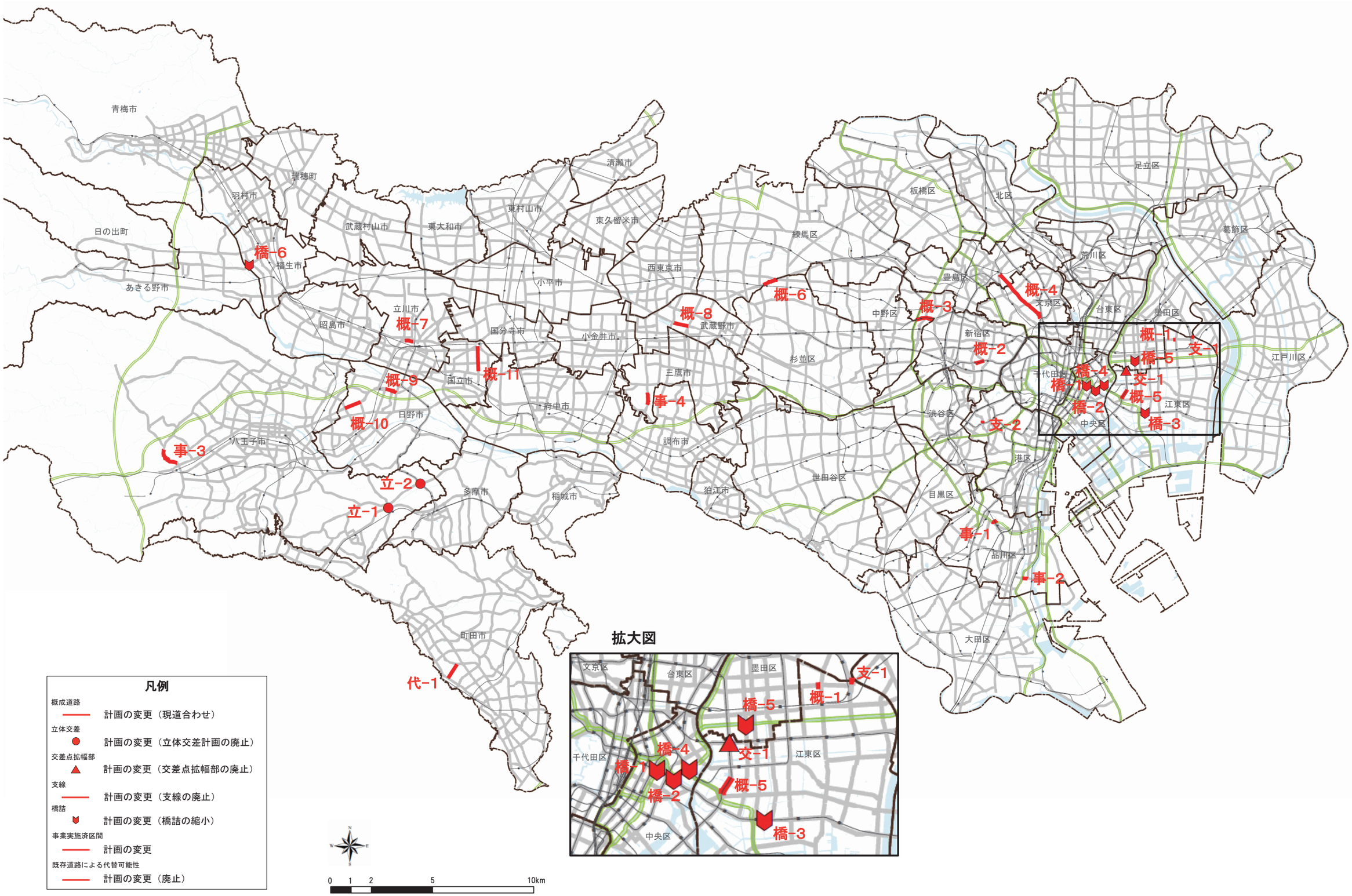


図４－１　【計画の変更】予定路線の位置図（総括図）

（コラム/参考）都市計画道路の都市計画変更の流れについて

都市計画道路は、都市計画法により定めることができる都市施設の一つです。同法に基づき、必要に応じて都市計画の変更を行います。ここでは、基本方針策定後に想定される一般的な都市計画変更手続の流れを以下に示します。

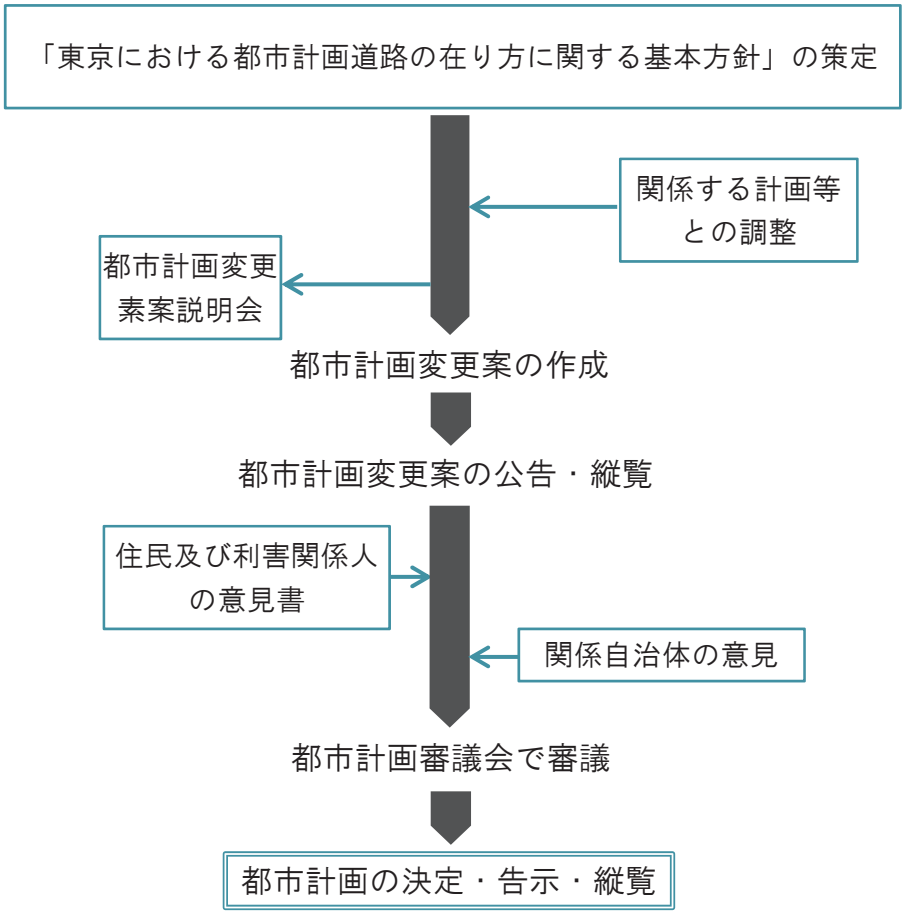


都市計画変更の手続については、まず、関係する計画等との調整を経て、都市計画変更の素案に関する説明会を開催します。この説明会で皆様から頂いた御意見を参考にして、都市計画変更の案を作成します。

都市計画変更の案の作成後は、公告・縦覧を行い、都や区市町の窓口において皆様に公開します。その際、御意見がある方は、都市計画変更の案に対する意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。